

目 次

第1章 姫島村障がい者計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨・目的	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 障がいのある人の動向	3
1 障がいのある人の数	3
（1）身体障がいのある人の状況	4
（2）知的障がいのある人の状況	5
（3）精神障がいのある人の状況	5
2 障害福祉サービスの利用状況	6
（1）居宅サービス	6
（2）施設サービス	7
（3）補装具	8
（4）日常生活用具	8
（5）住宅改造助成事業	9
（6）自立支援医療	9
（7）重度心身障害者医療費助成金	10
第3章 姫島村障がい者計画	11
1 基本的な考え方	11
2 基本目標	11
3 計画の推進にあたって	11
4 基本方針	12
基本方針1 福祉のむらづくり	12
基本方針2 住まいと働く場の支援	13
基本方針3 保健・医療の充実	14
基本方針4 福祉サービスの充実	15
基本方針5 精神障がいのある人の社会復帰の支援	16

第1章 姫島村障がい者計画の策定にあたって

1

計画の趣旨・目的

障害者基本法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国及び地方公共団体等の責務を明確にするるとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められたものです。

この基本理念を実効性のあるものにするため、国は障がいのある人の福祉等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目指した「障害者基本計画」を策定し、都道府県もこの法律に基づく「都道府県障害者計画」を策定しています。

また、障害者自立支援法が平成18年4月より施行されましたが、この新制度にも様々な問題が生じたため、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域支援体制の整備等を内容とする新たな検討を進め、『障害者総合支援法』と名称を改め、平成25年4月に施行されました。平成28年には、3年間の施行状況を踏まえ「新たな地域生活に展開」、「障がい者のニーズに対応するきめ細やかな対応」、「質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」の三つの柱を基に改正され、平成30年4月に施行されました。

本村においても、障害者基本法に基づく、障がい福祉に関する総合的な計画である「姫島村障がい者計画」を策定することといたしました。

2 計画の性格

	姫島村障がい者計画
根拠法令	障害者基本法 (平成19年4月1日一部改正施行)
性格	障害者基本法に基づく、障がい福祉施策や基本的事項を規定した総括的な計画

3 計画の期間

第3期姫島村障がい者計画の期間は、令和3年度から令和8年度の6年間とします。

4 計画の対象

本計画の対象となる障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを総称しています。

また、発達障がいや高次脳機能障がい、難病の人も含めて本計画の対象とします。

第 2 章 障がいのある方の動向

1 障がいのある方の数

令和 2 年 4 月 1 日現在の、本村における障がいのある方の人数は 150 人で、内訳は、身体障害者手帳保持者が 127 人(全体の 84.6%)、療育手帳保持者が 19 人(全体の 12.6%)、精神障害者保健福祉手帳保持者が 4 人(全体の 2.6%)となっています。

障がいのある方の推移 (単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体障害者手帳 害保持者	140	128	129	128	127
療育手帳保持者	21	21	21	21	19
精神障害者保健 福祉手帳保持者	1	2	4	4	4
障がいのある方 の総数	162	151	154	153	150
人口	2,191	2,121	2,061	2,006	1,970
人口に対する 障がいのある方 の比率	7.3%	7.1%	7.4%	7.6%	7.6%

各年 4 月 1 日現在

(1) 身体障がいのある方の状況

身体障害者手帳保持者を障がい区分別に見ると、肢体不自由が圧倒的に多く、53人で全体の41.7%を占めています。続いて、聴覚障がい31人で全体の24.4%、心臓機能障がい18人で全体の14.2%を占めています。年齢別では、8割以上が65歳以上となっています。今後社会全体の高齢化が更に進むことにより加齢に伴う肢体不自由や生活習慣病に伴う内部障がいの割合が増加するとともに障がい重複化すると見込まれます。

また、障害福祉サービス受給率は0%となっています。

(単位： 人・%)

障がい区分	年齢区分	人数	小計	比率	障がい福祉サービス利用者	サービス受給率	
視覚障がい	18歳未満	0	8	6.3	0	0	
	18歳以上65歳未満	0					
	65歳以上	8					
聴覚障がい	18歳未満	1	31	24.4	0	0	
	18歳以上65歳未満	6					
	65歳以上	24					
平衡機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	
	18歳以上65歳未満	0					
	65歳以上	0					
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	1	0.8	0	0	
	18歳以上65歳未満	0					
	65歳以上	1					
肢体不自由	18歳未満	0	53	41.7	0	0	
	18歳以上65歳未満	5					
	65歳以上	48					
内部障がい	心臓機能障がい	18歳未満	0	18	14.2	0	0
		18歳以上65歳未満	4				
		65歳以上	14				
	じん臓機能障がい	18歳未満	0	11	8.7	0	0
		18歳以上65歳未満	4				
		65歳以上	7				
	呼吸機能障がい	18歳未満	0	1	0.8	0	0
		18歳以上65歳未満	0				
		65歳以上	1				
ぼうこう・直腸機能障がい	18歳未満	0	4	3.1	0	0	
	18歳以上65歳未満	0					
	65歳以上	4					
計	18歳未満	1	127	100.0	0	0	
	18歳以上65歳未満	19					
	65歳以上	107					

(2) 知的障がいのある方の状況

療育手帳保持者を障がい程度別に見ると、B(中度・軽度)が多く、合わせると13人で、全体の68.4%を占めています。

また、年齢別に見ると18歳以上65歳未満の方が多く、知的障がい者施設の入所及び通所支援や、グループホームに入居するなどのサービスを受けています。

(単位：人・%)

程度	年齢区分	人数	小計	比率	障がい福祉サービス利用者	サービス受給率
A1(最重度)	18歳未満	0	4	21.1	3	75
	18歳以上65歳未満	4				
	65歳以上	0				
A2(重度)	18歳未満	0	2	10.5	2	100
	18歳以上65歳未満	2				
	65歳以上	0				
B1(中度)	18歳未満	0	4	21.1	1	25
	18歳以上65歳未満	2				
	65歳以上	2				
B2(軽度)	18歳未満	0	9	47.3	6	66.6
	18歳以上65歳未満	8				
	65歳以上	1				
計	18歳未満	0	19	100.0	12	63.1
	18歳以上65歳未満	16				
	65歳以上	3				

令和2年4月1日現在

(3) 精神障がいのある方の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は4人となっています。

今後についても、様々な社会環境の変化に伴うストレスなどにより、精神疾患や精神障がいのある方は増加すると見込まれます。

(単位：人)

	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳	0	3	1	4

令和2年4月1日現在

(1) 居住系サービス

住まいの場で生活を支援するサービスです。

施設入所支援

自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排泄、食事などの手助けを行うサービスです。

共同生活援助（グループホーム）

介護は必要とせず就労している方、または生活訓練・就労継続支援などの日中活動系サービスを利用している方に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、自立した日常生活に向けた援助等を行うサービスです。

【居住系サービスの利用状況】

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設入所支援	5	5	5	5
共同生活援助	9	11	11	11
計	14	16	16	16

(2) 日中活動系サービス

昼間の活動を支援するサービスです。

生活介護

常に介護が必要な方に、施設で昼間、入浴、排泄、食事などの手助けをします。
また、ものをつくり出す創作的・生産的活動も行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。

就労移行支援

一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

【日中活動系サービスの利用状況】

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活介護	5	5	5	5
宿泊型自立訓練	1	2	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	2	0	0
就労移行支援	0	3	1	1
就労継続支援（A型）	2	2	0	0
就労継続支援（B型）	5	4	9	10
計	14	18	15	16

(3) 補装具

身体上の障がいを補うため用具の購入、修理にかかる費用を支給します。 介護保険と共通する種目は、原則介護保険によるサービスが優先します。

【補装具交付・修理の利用件数】

(単位：件)

	補装具種目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交 付	補聴器	5	1	4	4
	障害者用意思伝達装置	0	1	0	0
	装具	0	1	0	0
	眼鏡	0	1	0	0
修理	補聴器	0	2	2	3
	計	5	6	6	7

(4) 日常生活用具

重度障がいのある方に対して、日常生活の便宜を図るため、用具を給付又は貸与しています。

介護保険と共通する種目は、原則介護保険によるサービスが優先します。

【日常生活用具の申請件数】

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ストーマ装具	10	12	12	15
紙おむつ	4	1	1	2
たん吸引器	1	2	0	1
加温器	0	0	1	0
住宅改修費	0	0	0	0
計	15	15	14	18

【日常生活用具助成金の支給状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支給件数 (件)	15	15	14	18
助成額 (円)	888,113	990,016	869,564	1,211,727

(5) 住宅改造助成事業

障がいのある方の快適な生活環境を確保するために、障がいのある方又は障がいのある方と同居する方が住宅設備等を改善する費用を助成します。

対象者	1 重度の心身障がいのある方で下記の手帳を持っている方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1, 2 級 ・ 療育手帳 A 1, A 2 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 2 障がいのある方や児童と同居する方 (対象者の属する世帯の前年の所得税課税額が 14 万円以下である方)
対象工事	障がいのある方が直接利用する設備の改造 (玄関、台所、浴室、便所、廊下、居室、洗面所等を利用しやすく改造)

【住宅改造助成事業の利用件数】

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間件数	0	0	0	0

(6) 自立支援医療

医療費の自己負担が原則として 1 割負担になります。ただし、所得等により、月当たりの自己負担に上限額が設定されます。

自立支援医療は、以下の 3 つに分類されます。

	種別	対象者	内容
自立支援医療	更生医療	身体障がいのある方	障がい除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするための、目・耳・肢体・心臓等の手術や人工透析療法など。
	育成医療	身体障がいのある児童	
	精神通院医療	精神障がいのある方	通院医療費の一部を支給

【自立支援医療の支給件数】

(単位：件)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
更生医療	入院	2	5	4	1
	通院	1	1	1	1
育成医療		2	1	0	0
精神通院医療		12	9	12	7

(7) 重度心身障害者医療費助成金

重度の心身障がいのある方の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合には、その自己負担相当額を公費で負担します。

対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳 1、2 級の所持者 2 療育手帳 A1、A2 の所持者 3 身体障害者手帳 3 級の所持者で IQ50 以下の方 4 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者
助成対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 つの医療機関で 1 ヶ月の窓口支払額が医科と調剤の合算額が 1,000 円未満の場合 2 入院時の食事療養費 3 個室料、文書料など 4 保険給付を受けたときから 1 年以上経過したもの 5 精神病床における入院に要した経費

【重度心身障害者医療費助成金の支給状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受給者数 (人) 4 月 1 日現在	53	43	41	39
支給件数 (件)	555	510	563	450
支給総額 (円)	3,685,699	3,174,356	3,296,809	3,059,919

第3章 姫島村障がい者計画

1 基本的な考え方

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本村において推進すべき障がい者施策の基本的方向や実施方策などを明らかにし、障がい者施策に関する総合的な基本方針となるものです。

本村在住の障がいをお持ちの方たちができるだけ地域社会へ参画できるよう支援することが求められています。

そのためには、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

2 基本目標

- (1) 段差や設備などの物理的なバリア、差別や偏見などの心のバリア、制度や情報の伝達のバリアなど、障がいのある方を阻む様々なバリアの解消を図っていきます。
- (2) 障害のある方が住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、一人一人の希望に丁寧に向き合い、心身の状況に応じて適切なサービスや支援を組み合わせる包括的な相談支援により、障害のある方とその家族を包む環境づくりに取り組みます。

また、地域共生社会の理念に基づき、制度や分野の枠を超えて、地域住民と資源がつながり、障がいの有無に関わらず、地域の支えあいによってともに暮らすことができる社会の実現を目指します。

3 計画の推進にあたって

- (1) 国、県、関係機関と連携を図りながら、計画の効果的な推進に努めます。

基本方針1：福祉のむらづくり**【現状と課題】**

本村では、障がいのある方や高齢者等が社会参加するうえで、行動に制限を受けることを排除するため、平成11年から公共施設、公共機関、道路等のバリアフリー化を実施しています。

障がいのある方の暮らす住宅についても、住宅改造助成事業を利用し、生活しやすい環境づくりに努めています。

また、地域では民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協議会等の各種団体や身体障がい者相談員が支援を行っています。

今後も福祉の推進には、行政だけでなくボランティアや、村民の支えあいの精神の育成が不可欠です。障がいのある方に対して正しい理解を示し、やさしい村づくりに努めます。

【施策の方向】

- ①障がいのある方への理解を深めるため、住民や関係者への広報・啓発に努めます。
- ②「秋の交歓会」、「障がい者スポーツ大会」などの行事へ積極的に参加します。
- ③民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協議会等の組織や身体障がい者相談員と協同し、障がいのある方もない方も、ともに充実した人生を送ることができる地域共生社会の実現を推進します。

【現状と課題】

本村には、障がいのある人が単身で生活できる施設が乏しく、村営住宅しかありません。グループホーム等は村内にはないため、村外の施設を利用しています。障がいのある人ができる限り自宅で生活できるよう、住宅改造等助成事業の充実に努める必要があります。

また、障がいのある人の雇用について、本村でも、障がいを抱えながら一般就労している人もたくさんいます。しかし、一般就労している人の多くが身体障がいのある人で、知的障がいのある人や精神障がいのある人は一般就労へ結びつくのが、なかなか難しいのが現状です。

働く意欲のある障がいのある人が、福祉サービスの就労継続支援や、本人の能力や適性に応じた「仕事」に就けるよう支援することが必要です。

【施策の方向】

- ①自宅で生活している単身の障がいのある人への見守り・支援を行います。
- ②住宅改造費助成の制度の周知と充実に努めます。
- ③障がいのある人が、働くことに関する不安や悩み等を相談できる場を設けます。
- ④就労支援のサービスの充実に努めます。

基本方針3：保健・医療の充実

【現状と課題】

本村において、障害者手帳を持っている人の多くは、疾病等による後天的な原因によるものです。さらに、高齢化の進展も相まって、脳血管疾病や関節症等に起因する障がいは増加傾向にあります。

本村では、村内唯一の医療機関である姫島村国民健康保険診療所を中心として、地域住民の健康の増進に努めてきたところです。今後とも、疾病やストレスの予防や軽減を図るために、現在実施している住民健診、保健指導や健康相談等に力を入れ、村民の心と体の健康づくりを支援します。

医療の面では、障がいのある人の経済的負担を軽減するために、各種医療費の公費負担制度を行ってきました。今後も、医療費の公費負担制度の周知に努めることが必要です。

【施策の方向】

- ①疾病に起因する障がいや寝たきり防止のため、各種健康診査の受診率の向上と保健指導、訪問指導の充実に努めます。
- ②乳幼児健診や相談により、心身の発達で継続的な支援が必要と思われる児童に対して早期の療育支援を行います。
- ③各種公費負担医療制度の周知と充実に努めます。
- ④必要に応じて、医療機関へ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

基本方針4：福祉サービスの充実

【現状と課題】

本村における障がいのある人の8割を占める65歳以上の高齢者の人に対しては、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期居住を高齢者福祉施策として実施しており、入所支援や生活訓練、就労訓練、重度障がいのある人への支援は、施設やマンパワー確保の観点から、村外の施設を利用しています。

地域において生活しながら受けられる訪問系のサービスの充実を図り、また、村外の施設を利用する障がいのある人に対しても、施設との情報交換により適切なサービスを提供することが必要です。

【施策の方向】

- ①ホームヘルプサービスや日常生活用具給付事業等の在宅サービスの充実を図ります。
- ②自立支援協議会や障害支援区分認定審査会の活用を図り、適切な施設サービスの提供に努めます。
- ③高齢者福祉施策との相互利用によるサービスの充実を図ります。
- ④サービス提供者の資質向上に努めます。
- ⑤国や県の施策に合わせて、利用者負担の軽減や支援金の給付を行います。

基本方針5：精神障がいのある人の社会復帰の支援

【現状と課題】

精神障がいのある人の社会復帰を支援する事業としては、保健所において、デイケア（精神障がい者社会復帰相談指導事業）を行い、回復途上にある精神障がい者に対し、集団活動を通じて社会生活への適応を支援しています。

本村における精神障がいのある人への支援としては、保健師が随時訪問し、服薬の状況や生活状況の把握と、個別指導等を行っています。

東国東圏域には、精神科医療を常時受けられる体制が整備されていないため、本人の通院にかかる時間や交通費等の負担が大きいことと、精神障がい者の社会復帰施設も少ないことから、圏域における今後の検討課題となっています。

また、入院患者のうち退院後の条件を整えば退院できる状態にある人が、地域で生活できるよう、地域での見守りや支援が必要になってきます。

【施策の方向】

- ①医療機関、保健所等との連携により、精神障がいの早期治療への働きかけ、治療継続の見守りを引き続き行います。
- ②精神障がいのある人への居宅介護サービスの充実を図ります。
- ③家庭訪問を引き続き実施し、悩みや不安の把握・解決への支援を行います。